

平成26年12月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年12月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年12月11日 午前9宣告（第7日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成26年12月11日 午前9時開議

- 日程第1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐川町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第2 議案第61号 平成26年度佐川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第62号 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第63号 平成26年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第64号 平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第65号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第71号 佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 13 議案第 72 号 越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて
- 日程第 14 議員派遣について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

平成26年12月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

平成26年12月11日 午前9時開議

- 日程第1 議案第73号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、9日の邑田議員の一般質問に対する答弁の訂正の申し出がっております。発言を許します。

総務課長（横山覚君）

9日の邑田議員の町営住宅での犬の飼育についての質問におきまして、盲導犬、聴導犬においても飼うことができないというふうな答弁をさせていただいておりましたが、身体障害者補助犬法というのがございまして、国等が管理する住宅に居住する身体障害者がその住宅において、身体障害者補助犬、いわゆる盲導犬、聴導犬、介助犬を使用することを、やむを得ない理由以外は拒むことはできないというふうな条文がございました。そのことからですね、その答弁について訂正をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐川町一般会計補正予算（第3号））の質疑を行います。

10番（永田耕朗君）

専決処分につきましては、12月の急遽降って湧いたような衆議院選挙の選挙費用ということで、1,077万5,000円というものが専決されておりますが、中身を見てみますと、選挙用ポスターの掲示板の契約であります。2社が辞退ということで、1社の見積もりということで、44万4,700円ということで契約がなされておりますが、この掲示板の契約に当たりましての要件、執行部のほうから業者に対してのどのような要件が出されておったのか、まずそれをお伺いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。ポスター掲示板の購入でございますけれども、これにつきましては仕様書をつくっておきまして、その品質につきましてはポリプロピレンNSボードと同等品以上の軽量、合成を有する品質をもって見積もり出してくださいというふうになっておりました。

10番（永田耕朗君）

この金額的にも詳細なもので、契約手続きにつきましては、何ら問題はないかと思いますが、このポリプロピレンというポリサイクルの材質じゃないかと思いますが、今回の掲示板、大変材質がかたいわけでありまして、ここにおける議員の皆さんも、今回ポスター張りにかかわった人がかなりおるのではないかと思いますが、ピンがたたない。たたないというか、たちにくい非常にかたい状態でありまして、この掲示板の材質については、少し問題があるかどうかと考えるわけでありまして。

以前にも、選挙ポスター掲示板で、一雨で反りくって使い物にならないというようなことでやりかえをした、佐川町には経緯があるわけでありまして、今回また、このような材質の掲示板を契約したということは、やはりもう少し現場に目を通す、材質についても業者と話し合いをするなりするべきじゃないかと。

来年4月には、統一地方選も控えておりますので、ぜひとも現場に目を通すということで取り組んでいただきたいと要望しておきます。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐川町一般会計補正予算（第3号））を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第5号は承認されました。

日程第2、議案第61号、平成26年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、平成 26 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 62 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、平成 26 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 63 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、平成 26 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 64 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、平成 26 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 65 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 66 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 67 号、佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、佐川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 68 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 69 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 69 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 70 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 70 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 71 号、佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、佐川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 72 号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 (坂本玲子君)

子ども・子育て支援法、いわゆる新システム移行に際しまして、利用料は市町村で決定することになっています。幼稚園の利用料も町で決定することになりますが、それに対してどのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 (岡崎省治君)

お答えいたします。一般質問の中にもあったように、それから町長の行政報告等ありますように、この保育料、幼稚園の使用料も含めて、につきましては、保育料の軽減策だけではなくて、町全体の少子化対策、子育て支援の中で、今後検討していくという形になります。以上です。

2 番 (坂本玲子君)

一般質問でも言いましたが、町長は、保育料を軽減するなら、幼稚園の利用料の軽減も考えなくてはいけない、と言っているようにお聞きしました。

そのお考えがあるなら、現在、第2子の半額、第3子の無料化は、保育所では同時入所の人のみになっていますが、幼稚園では、上の子供が小学3年生までを対象として軽減策が行われています。そこもぜひ、同じになるような検討をいただきたいと思います。

また、保育、幼稚園の利用料決定については、どこを利用しても応能負担にという原則で、不公平感がないような決定をしていただきたいと思っています。その点については、どういう方針で決定するのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほど申しましたとおりに、保育料につきましては、特に越知町、現実に越知町の幼稚園を使用している児童もおいでます。そういうことも勘案しながら、全体的な子育て支援策というものを検討する中で決定していきたいと考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4番（森正彦君）

この議案の内容と、現在、越知町立越知幼稚園に通園している佐川町の人員の数をお願いしたいと。

健康福祉課長（岡崎省治君）

現在、越知幼稚園を利用されている佐川町の児童は、17名でございます。

4番（森正彦君）

答弁漏れ。この議案の内容、それを簡単に。

健康福祉課長（岡崎省治君）

議案の内容でございますか。この議案書の裏に協定書がございますけれども。説明のときにも申しましたが、今までにつきましては、子ども・子育て支援法以前の今の制度では、幼稚園の使用に関しましては、利用料については、佐川町の会計と言いますか、予算を通じない形で保護者のほうが幼稚園のほうに納めていただくような形になっていると思います。

ですが、平成27年4月に施行されます子ども・子育て支援法、全体的な運用の中で、公立の幼稚園に関しましては、佐川町が、先ほど坂本議員の話もありましたが、利用料を設定して、佐川町の児童の分に関しましては、保護者のほうが越知の幼稚園のほうに納め

ていただく、それは佐川町が設定した利用料を納めていただく形になります。

対しまして、越知幼稚園の施設の運営費、給付費というものがございまして、これは第6条にあります。越知の幼稚園にかかる運営費については、国が定めた給付費の金額、設定の金額について、先ほど申しました佐川町が決定した利用料、保護者の利用料、負担額、これを差し引いた額を佐川町が越知町のほうにお支払いするというシステムになりますので、その点が今までと違うという形でございます。改めて協定書を結ぶ必要があるということでございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、越知町立越知幼稚園を本町住民の使用に供させることについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

ここで、40分まで休憩します。

休憩　　午前9時25分

再開　　午前9時40分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第73号、議案第74号、議案第75号が

提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

を日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることに決定しました。

追加日程第 1、議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

改めまして、おはようございます。それでは、追加議案の提案について御説明をさせていただきます。

議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

以上 3 議案につきましては、議会の議員及び町長等に対して支給する期末手当の額の改定について、県に準拠いたしまして、引き上げを行おうとするものであります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（横山覚君）

それでは、私のほうから、議案第 73 号、74 号、75 号についての説明を申し上げます。

本町では、県の給与改定に準拠いたしました給与改定を実施しているところではありますが、このたび、高知県議会 12 月定例会の議案といたしまして、特別職の 12 月期の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げる引き上げを行う条例案が上程されたことによりまして、このたび追加提案をさせていただきました議案第 73 号、74 号、75 号での各改正条例におきまして、期末手当基礎額に乗じる率を 100 分の 135 から 100 分の 140 に変更し、0.05 月分を引き上げる改正を行うものでございます。

改正条例の参考といたしまして、議案第 73 号関係の参考資料のみ、新旧対照表をおつけしておりますが、ごらんいただきますとですね、改正案の一番下の行にありますように、100 分の 135 から 100 分の 140 とするということのように、引き上げ率の変更を行う内容を加えることとしております。

議案第 74 号、75 号につきましても、それぞれ同じように改正をするものです。よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決については、各議案ごとに行います。

議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第 15、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

皆様、本定例会、慎重なる御審議ありがとうございました。提案
させていただきました補正予算、並びに条例の改正について、承認、
可決をいただきまして、本当にありがとうございます。

今後も、予算の執行につきましては、丁寧に慎重に執行させてい
ただきたいと、そのように思っております。

年末にかけて、お酒を飲む機会も、司牡丹、日本酒を飲む機会も
多くあろうかと思いますが、議員の皆様にも、ぜひ健康に御留意さ
れ、執行部と両輪となって、今後の町政運営につきまして御指導、
御協力をいただきますよう、お願いを申し上げまして、私からの御
挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 26 年 12 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 9 時 50 分